

市・県民税の申告期です

申告は3月15日までにすませましょう！

昭和55年度分市・県民税の申告相談を、日程表のとおり行います。もし、申告されないときは各種控除が受けられず、不利になりますのでご注意ください。

持参するもの／

市・県民税の申告書、印鑑、給与所得者は源泉徴収票、事業をしておられる方は、各種営業帳簿、決算書等、その他所得を証明する書類。生命保険料等の支払領収書又は支払証明書を持参してください。

一般の人の場合／

- ①昨年中(昭和54年1月1日から12月31日まで)に所得があつた人。
- ②純損失、雑損失の控除の適用を受けようとする人。

給与所得者の場合／

- ①給与所得のほかに所得(農業所得、地代

- 家賃、利子、配当等の収入)があつた人
- ②勤務先から給与支払報告書の提出がない人。
 - ③雑損控除、医療控除の適用を受けようとする人。

年金所得者で他に所得が

ある人も申告が必要です／

- ①老齢や退職を事由とする年金受給者。
 - ②厚生年金や国民年金の老齢年金、船員保険及び通算老齢年金受給者。
- (注) 各種年金受給者のうち、非課税扱いの年金を受けておられる人は、申告の必要はありません。

(例)

- ▶障害を事由とする障害年金や廃疾年金。
- ▶死亡を事由とする遺族年金や母子年金、遺児年金、寡婦年金。
- ▶国民年金の老齢年金。

●ただし、所得税の確定申告書を提出した人(該当する人には、税務署から確定申告に必要な書類が送付されます。)は、市・県民税申告書を提出したものとみなされますので提出の必要はありません。

市・県民税の申告をしなければならない人は、区長を通じて配付しました申告の説明書をよくよんで、自分が住んでいる地区の指定日に正しい申告をいたしましょう。

なお、申告についてのご相談は、市税務課市民税係にお問い合わせください。

☎ ② — 2111 281

ちよつと、

たしかめてください／

区長を通じて、封筒入りの申告書「三税(国・県・市)共同納税相談を受けられる人」を受取られた人の申告は、封筒の裏に記載してありますから、その相談日をよくお確かめになるようご注意ください。

なお、税務署から相談日の案内状がとどいた人は、その日に相談をしてください。

昭和55年度 市・県民税の申告相談日程表

月日	曜	会 場	対 象 地 域	月日	曜	会 場	対 象 地 域
2月16日	土	仙崎公民館	南町、栄町、幸町、旭町、錦町、鳥越町、新屋敷町、大泊	4	火	大畑小学校	山小根、坂水、真木
18	月	〃	本町、北本町、今浦町、鍛冶屋町	5	水	中央公民館	田屋、駅前、湊1東、湊1西、湊2、湊3、湊中央、鉄道、緑ヶ丘、中山
19	火	〃	新町、中新町、新開町、大日比	6	木	湊 漁 協	湊漁協組合員
20	水	〃	白潟1、2、3	7	金	中央公民館	藤中、江良、上郷、下郷
21	木	〃	紙盛町、洲崎町、青海	8	土	〃	殿台、大河内、小河内、河原
22	金	俵山公民館	木津、黒川、郷	10	月	〃	板持1、2、3、4
23	土	〃	小原、大羽山	11	火	〃	後ヶ追、境川、上川西
25	月	俵山農協	澁町、七重	12	水	〃	下川西、上ノ原、開作
26	火	〃	上政、上安田、下安田	13	木	〃	正明市1、2、3、4、5
27	水	通 公民館	通12、13 14、15、16	14	金	〃	上記指定日にこられなかった人
28	木	〃	通7、8、9、10、11	15	土	〃	〃
29	金	〃	通1、2、3、4、5、6	【注】時間は、いずれも9時30分から16時まで			
3月1日	土	湯本温泉組合二階	門前、湯本、三ノ瀬				
〃	〃	大埴区長宅	大埴				
3	月	大畑小学校	渡木中、渡木1、2、3				